

付表 中国の対外開放の歩み(1978年12月～92年4月)

著者	馬 成三
権利	Copyrights 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	アジアを見る眼
シリーズ番号	87
雑誌名	発展する中国の対外開放 : 現状と課題
ページ	205-209
発行年	1992
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00017871

付 表 中国の対外開放の歩み（一九七八年十二月～九二年四月）

一九七八年

12月18日

中共第十一期第三中全会開催、改革と対外開放路線を確立。

～22日

一九七九年

6月18日

第五期全人代第二回会議開催、「中華人民共和國中外合資経営企業法」批准（七月八日

～7月1日

公布・実施）。

7月8日

國務院が中国国際信託投資公司の設立を批准（新華社報道）。

7月15日

中共中央が広東省、福建省に「特殊政策と弾力的措置」の実施を認可。

8月13日

國務院が対外貿易経営権の地方および企業への委譲、外貨留保制度の実施を公布。

一九八〇年

1月16日

鄧小平氏が今世紀末まで「中国式近代化」の実現を提出。

8月26日

第五期全人代常務委員会第一五回會議が広東省の深圳、珠海、スワトー（汕頭）と福建

省のアモイ（廈門）に経済特区の設置を決定。「中華人民共和國広東省経済特区条例」を

批准。

8月30日

（9月11日

第五期全人代第三回會議が開催、「中華人民共和国中外合資經營企業所得税法」と「中華人民共和国個人所得税法」を批准（九月十日公布・実施）。

12月10日

國務院が「中華人民共和国中外合資經營企業所得税法施行細則」と「中華人民共和国個人所得税法施行細則」を批准。

一九八一年

1月21日

國務院が「技術導入と設備輸入に関する暫定条例」を公布。

11月30日

（12月13日

第五期全人代第四回會議が開催、「中華人民共和国經濟契約法」と「中華人民共和国外国企業所得税法」を批准（それぞれ八二年七月一日と一月一日より実施）。

一九八二年

2月17日

國務院が「中華人民共和国外国企業所得税法施行細則」を批准。

一九八三年

9月2日

第六期全人代常務委員會第二回會議が「中華人民共和国中外合資經營企業所得税法」の修正に関する決定を認可。

國務院が「中華人民共和国中外合資經營企業法实施条例」を公布。

一九八四年

5月4日

中共中央、國務院が大連、秦皇島、天津、煙台、青島、連雲港、南通、上海、寧波、温州、福州、広州、湛江、北海の一四の沿海都市の開放を決定。

10月10日

中共第十二期三中全會が「經濟体制改革に関する決定」を認可。「計画的商品經濟」の發展を提出。

一九八五年

2月18日

中共中央、國務院が長江(揚子江)デルタ、珠江デルタと閩南デルタを「沿海開放区」と指定。

3月21日

第六期全人代常務委員会第十回會議が「中華人民共和国涉外經濟契約法」を認可(七月一日から施行)。

5月24日

國務院が「中華人民共和国技術導入契約管理條例」を公布。

一九八六年

4月12日

第六期全人代第四回會議が「中華人民共和国外資企業法」を認可(当日から公布・施行)。

10月11日

國務院が「外国企業投資を奨励するに關する規定」を決定。

一九八七年

6月23日

第六期全人代常務委員会第二一回會議が「中華人民共和国技術契約法」を認可(十一月一日から施行)。

10月25日

中共第十三期全国代表大会が開かれ、「社会主義初期段階論」を提出。

11月1日

一九八八年

1月22日

趙紫陽・中共中央總書記が「沿海地区經濟發展戰略」を提出(新華社報道)。

3月12日

國務院が対外貿易体制改革の深化を決定(新華社報道)。

4月8日

新華社の報道では、國務院は沿海開放地区として一四〇県を追加。これによって、開放地区は二八八県、約三二万平方キロメートル、一・六億人口の範圍に拡大。

4月13日 第七期全人代第一回会議閉幕、「中華人民共和國中外合作經營企業法」、海南省と海南

特区の設置を認可。

7月3日 「國務院の台湾同胞投資を奨励する規定」を公布(第七号國務院令)。

8月27日 「中華人民共和國と日本国の投資の奨励及び相互保護に関する協定」が締結。

一九八九年

4月20日 全国外国投資企業工作會議開催、外資の効率的導入の必要性を強調。

6月 「天安門事件」発生、米国をはじめ西側諸国が対中經濟制裁を發動。

一九九〇年

2月5日 經濟特区工作會議が深圳で開催。特区に対する特別政策の継続を確認。

3月29日 日中投資促進機構が東京で正式発足。

5月19日 「外国投資大規模土地開發經營暫定管理弁法」、「都市部土地使用權讓与・讓渡暫定条例」を公布・施行。

中日投資促進委員會設立。

6月7日 第十一回アジア競技大会が北京で開催。三七カ国から六五七八人参加。

9月22日

10月7日

深圳で經濟特区設立十周年祝賀大会開催。

11月26日 對外經濟貿易部が「(全額)外資企業法実施細則」を公布施行。

12月12日 中共第十三期中央委員會第七回總會開催、「國民經濟・社會發展一〇カ年計画と第八次

五カ年計画の策定に関する提案」を採択。

12月25日

一九九一年

3月25日 第七期全人代第四回会議開催、「国民経済・社会发展一〇カ年計画と第八次五カ年計画

要綱」、**「外資投資企業所得税法」**など審議・採択。

6月5日 北京で中日両国の投資促進機構が初の合同会議開催。

6月12日 銭其琛外相、李鳳清対外経済貿易相らが第三回 A P E C 総会出席のため、韓国を訪問。

中国、台湾、香港が A P E C に同時加盟。

11月30日 上海で初の海外向け人民元特殊株式（B種株）発行。

12月16日 台湾との交流促進を目指す海峡兩岸関係協会が発足。

一九九二年

1月18日 鄧小平氏が深圳、珠海、上海などを視察、改革・開放促進の談話を発表。

3月9日 3月10日

中共政治局全体会議開催、鄧小平氏の改革・開放加速化路線を確認。

3月20日

第七期全人代第五回会議開催、李鵬首相の「政府活動報告」を一五〇カ所修正、改革・

開放の加速化を強調。

地中海から太平洋まで、この広くアジアと呼ばれる地帯には幾十かの国がある。その大部分は第二次世界大戦以後、古い植民地体制から脱して新興の独立国となったものである。世界の人口の半ば以上のものがここにあり、これらの新興国はそれぞれの立場に立って、建国創業の仕事に力をつくしている。

その業は果たして障害なく着々と進んでおるか。だれもがこれに對して頭をかしげるであらう。そしてだれもがアジアは「流動的」であるという。

流動的とは何であるか。また何でないか。いくたの混みいった事態のなかを、一本の金の線が生々發展的に縫っているのも流動的である。経済は着々と成長し、政治は一つの体制のなかで徐々に整備されているような場合がそれである。

アジア諸国の大部分については、事態はこのように簡単ではない。もちろん、経済の場面には大きな発展・成長の芽生えはある。しかし、他面においてそれを抑制するものが力づよい。またおよそ発展や成長を考へる場合、在来流行の理解によるパターンを以てするのが果たして正しいか、との疑問もでてくる。さらに政治体制については、イデオロギーの対立、複合民族国家における特殊なナショナリズムに伴う民族や種族間の闘争があつて、政治的安定はなかなか期すべくもない。独立国家の幼年期に伴う政治的、行政的未熟もまた考へられるべき大きな原因である。

こういう次第で、アジアが流動的であるとは、一つの混沌を意味するものといえようか。そしてその上に立っていかなる経済・社会・政治の体制が整いだされるであろうか。——この意味で二〇世紀後半のアジアは世界における「問題」、いな最も大きな「問題」である。

アジア経済研究所は、まさにこの「問題」の理解に向かつて、ひたすら前進をつづけている。われわれの期するところは、まさにそれぞれその国の現実即ちした精確な知識を供しよう、そしてこの大きな「問題」について静かなサービスをいたそうとするに尽きる。設立以来すでに七カ年余り、専らそういう道を行ってきたし、今後もそれに変わりはない。このシリーズは、多くの研究や調査の報告書、現地調査を土台として、アジアについての解説書・教養書たることを目標とするものである。

一九六六年三月

アジア経済研究所 東 畑 精 一